

ハラスメント防止委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東京交通短期大学ハラスメントの防止等に関する規程第5条第2項に基づき、ハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」という。）に必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 防止委員会に委員長を置く。

2 委員長及び委員は学長が指名する。

3 委員会に副委員長を置くことができる。

2 委員長が必要と認めたときには、前項により任命された委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第3条 防止委員会の任務は、次に掲げるものとする。

(1) ハラスメントの防止に必要な啓発及び研修に関すること。

(2) ハラスメントの相談及び申し立てへの対応に関すること。

(3) ハラスメントの調査実施の必要性について判断すること。

(4) ハラスメントの調査実施に関すること。

(5) ハラスメントの認定及び不認定に関すること。

(6) 学外機関との連携及び協力のための連絡及び調整に関すること。

(7) その他、学長がハラスメント防止及び事案の解決のために必要と認めること。

(委員の職務停止)

第4条 委員は、ハラスメントの事案の関係者である場合には、当該事案に限り職務に加わることはできない。

(事 務)

第5条 防止委員会の事務は、事務局がおこなう。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長がおこなう。

附 則

この規程は、平成27年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する